

公益社団法人 南納税協会 会費基準

入会された方は、講演会、各種研修会・セミナーのほか、異業種交流会や楽しいレクリエーションに参加いただけます。

会費基準表

	法人 (資本金)	会費		支店法人 ※1 (従業員数)
		月額	年額	
1	1億円以上	6,000円	72,000円	300人以上
2	5,000万円以上	4,000円	48,000円	100人以上
3	1,000万円以上	2,500円	30,000円	70人以上
4	500万円以上	1,500円	18,000円	50人以上
5	300万円以上	1,000円	12,000円	30人以上
6	200万円以上	800円	9,600円	20人以上
7	100万円以上	600円	7,200円	10人以上
8	100万円未満	450円	5,400円	10人未満
9	個人 税理士		5,400円	
10	個人		4,000円	
11	青年部会 部会員		3,000円	

※1支店法人とは、南税務署管内に支店、出張所を有する会社をいいます。

※2資本金又は出資金の額がないその他の法人は、資本金が100万円未満の法人と同額とします。

※3資本金10億以上の会員、従業員数500人以上の支店法人会員は、会費金額別途あります。
事務局までご相談ください。

※4会費は、入会初年度は月割りで納めていただいております。

